



発行所 福井県大野郡 和泉村

八月二十日から実施 農地を買い上げられた者に 給付金が支給されます

こんど農地被買収者等に対する給付金に関する法律（昭和四十年法律第二百一十一号、以下「法」という）および農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律施行令（昭和四十年政令第百九十五号、以下「令」という）が施行され、これらに基づき農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則（昭和四十年総理府令、以下「規則」という）が公布されました。

この法律において「農地被買収者」とは、旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号、以下「措置法」という）又は農地施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第二条第一項第一号の規定により農地を買収された者で、その被買収農地の面積が一畝以上のものをいう。

第三条 1、次に掲げる者には給付金を支給する。

一、農地被買収者

二、昭和四十年三月三十一日以前に死亡した個人たる農地被買収者の遺族

及び同日以前に解散した法人たる農地被買収者の一般承継人。

2、前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者には、給付金は支給しない。

一、昭和四十年四月一日において日本の国籍を有しない個人。

二、外国法人株式会社その他の政令で定める法人、その他の団体。

3、給付金の支給は、これを受けようとする者の請求に基づいて行なう。

前項の請求は、総理府会で定めるところにより昭和四十二年三月三十一日までに、内閣総理大臣に対して行なわなければならない。

前項の期間内に給付金の支給を請求しなかつた者には給付金は支給しない。

第六条 第三条第一項第一号に掲げる者で、その被買収農地の面積が一反以上のものに支給する給付金の額は、当該被買収農地の面積（一反に満たない面積は切り捨てる）を、次の表の上欄に掲げる区分に通じし、その区分に応ずる同表の下欄に掲げる割合を二万円に乗じて得た金額に順次当該区分に応ずる被買収農地の面積の反数を乗じて得た金額の合計額とする。

区分	割合
一町以下の面積	百分の百
一町をこえ二町以下の面積	百分の百
二町をこえ三町以下の面積	百分の百
三町をこえる面積	百分の十

ただし、当該合計額が百万円をこえる場合は、百万円とする。

第四十八国会で戦没者などの遺族にたいする特別弔慰金法が成立し、遺族援護の弔慰金を受けた者で、同一の戦没者について恩給法による公務扶助料、遺族援護法による遺族年金、その他これらに相当する給付を受けていない遺族に特別弔慰金が支給されます。

すでに遺族年金や公務扶助料などを受けていた者が死亡、年齢到達、再婚などのため現在は年金の受給資格者がだれもいない例が多い。また当初から弔慰金しか受けられなかつた遺族も、その国債が昭和三十六年九月でほとんど償還を終わっている。従つて現在で

いものに支給する給付金の額は一万円とする。給付金の支給は、これを受けようとする者の請求に基づいて行なう。

たとえ農地被買収者であつても、その者から請求がない限り支給する必要はなく、しかも請求のあつた範囲内で支給すれば足りるとなつてゐる。

給付金支給請求の手続は、この規則が昭和四十年八月二十日から施行されることになつてゐるので、受給資格者が請求することのできるのは同日以後ということになる。

申請書などのお問い合わせや諸手続については、役場産業係へ申し出て下さい。

戦没者遺族に特別弔慰金

— 三万円を十年払い —

年金などが支給されていない者に

は戦没者の身近な遺族でありながら、国から何らの給付も受けていない者が相当数になります。このような事情から、終戦二十周年に当たる本年、特別弔慰金を支給することになりました。

この特別弔慰金は昭和四十年四月一日現在戦没者の死亡について、その遺族のだれもが公務扶助料、遺族年金、遺族給与金、その他これに相当する年金を受けていない条件で、次の者に支給されます。

① 遺族援護法により弔慰金（五万円または三万円の国債）を支給された者のうち、配偶者については戦没者の

死亡後、昭和四十年三月三十一日まで、
④ 戦没者の遺族と再婚した場合。
⑤ 戦没者の性を改めないで、遺族以外の者と結婚した場合（弔慰金を受けた当時その妻以外に近い遺族がない場合）に支給され、その以外の場合は支給されない。

また、この場合に戦没者の子があればその子に転給される。

② 弔慰金を受けた遺族が死亡したり国籍を失つたりした場合で、あとに戦没者の子があるときは、その子に限り支給される。

支給される国債は戦没者の軍人軍属にかかわらずすべて三万円の国債（無利子）とし、昭和四十一年六月十五日から毎年一回ずつ十年以内に支払われる右の条件に該当する遺族の方は役場厚生係へ申し出て手続をして下さい。

